

介護保険だより 特別号

群馬県国民健康保険団体連合会

平成 27 年 4 月の制度改正及び報酬改定について

平成 27 年 4 月に、介護報酬改定が行われます。今回の改定は大規模な介護保険制度改正と共に実施され、多くの変更点があります。請求の直前になって慌てることないよう、情報収集等の事前準備をお願いいたします。

1 サービス単位数について

サービス内容ごとに定められているサービス単位数が変更になります。また、サービスコードの追加も行われます。変更前のサービス単位数で請求した場合、請求誤りとなり、請求明細書が返戻となりますので御注意ください。詳細は厚生労働省からサービスコード表が発表されましたので、そちらを御確認ください。

2 加算項目等について

加算については、指定機関（県、中核市）に届出が必要なものがあります。新設される加算を請求する場合は、算定要件をよく確認いただき、届出を行ってください。届出を行わずに請求した場合、請求明細書は返戻となります。

また、「サービス提供体制強化加算」は、これまでは全てのサービスで支給限度額の対象でしたが、今回の報酬改定で、支給限度額対象外となるサービスがあります。

3 サービスの新設について

平成 27 年 4 月より、以下のサービスが新設されます。

- ① 小規模多機能型居宅介護（短期利用）：サービス種類コード 68
- ② 複合型サービス（短期利用）：サービス種類コード 69
- ③ 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）：サービス種類コード 79

4 単位数単価について

事業所の所在地ごとに定められている単位数単価が変更されます。

① 高崎市

新しい「6級地」となり単位数単価が上がります。

② 前橋市・伊勢崎市・太田市・渋川市・玉村町

「7級地」に変更となります。単位数単価については、平成 27 年 3 月以

前の単価から変更はありません。

③ 榛東村・千代田町・大泉町

平成27年4月以降、「その他」地域に変更となります。単位数単価は一律10円に変更になります。

④ 上記以外の市町村

平成27年4月以降も引き続き「その他」地域となります。単位数単価は一律10円です。

5 請求様式の追加・変更について

様式第二、第二の二について、様式のレイアウト変更があります。具体的な変更内容としては、「住所地特例項目」の追加ですが、住所地特例にかかわりがないサービスについても、平成27年4月以降は新しい様式での請求となります。平成27年3月までの旧様式で請求した場合、新様式での再提出をお願いすることがありますので御注意ください。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、新たに様式第二の三・様式第七の三が追加されます。

6 伝送ソフト・入力ソフトについて

今回の報酬改定に合わせて、伝送ソフト・入力ソフト及び単位数マスタをバージョンアップ（報酬改定に合わせた更新）していただく必要があります。ソフト販売元のホームページ等を御確認ください。バージョンアップを行わずに請求データを作成した場合、正しい請求データを作成することができません。

7 情報収集について

現在、厚生労働省から発表される制度改正に関する資料は「WAMNET（ワムネット）」というサイトに、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」というタイトルで掲載されていますので定期的に御確認ください。

国保連合会でも、ホームページや介護保険だより等で広報を行う予定です。

8 提出期間などについて

報酬改定後の最初の請求は、平成27年5月の提出になります。

受付期間は5月1日～10日ですが、間に連休が入りますので御注意ください。

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課 介護審査係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 市町村会館 2 階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>
（または「群馬県国保連合会」で検索）